

山口大学研究データポリシー

令和6年4月1日
副学長（学術研究担当） 裁定

山口大学（以下「本学」という。）は、山口大学憲章において、「先進的な研究を社会に還元」と「研究活動の透明性と説明責任の遵守」の理念を掲げている。

研究データを適切に管理することは優れた研究を行う上で必要不可欠であり、また、研究データは学術や社会の発展に必須の知の基盤の一つである。

そこで、本学は、研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進することにより、本学の理念を実践し、社会貢献体制の充実を図り広く社会に還元することを目的として、研究データの管理、公開及び利活用に関するポリシーを以下のように定める。

（定義）

第1条 本ポリシーにおいて、次に掲げる用語を、各号に定めるとおり定義する。

- (1) 「研究データ」とは、研究活動の過程で研究者等によって収集又は生成された情報をいう。
- (2) 「研究者等」とは、本学の役員・教職員・学生等で、研究活動を行う全ての者をいう。

（研究データの管理）

第2条 研究データを収集又は生成した研究者等がその研究データの管理を行う権利と責務を有する。

- 2 研究者等は、研究データの管理を行うにあたり、法令、契約等及び本学の規程、その他の規則を遵守し、各研究分野における倫理的要件を尊重する必要がある。

（研究データの公開）

第3条 研究者等は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

（研究データの管理、公開及び利活用の支援）

第4条 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整える。

（その他）

第5条 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。